

人材紹介の対価 1) コンサルティングフィー	甲は、乙より紹介を受けた応募者が、甲に内定承諾若しくは入社するに至った場合、人材紹介の対価として、以下のコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を乙に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。 理論年収× 25 % (消費税別) なお、「理論年収」とは、賞与、諸手当を含む初年度の収入予定を計算したものとする。 理論年収＝月額固定給×12か月＋賞与（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数） （1）月額固定給は基本給に諸手当を加算して算出する。諸手当とは家族手当、住宅手当、役職手当、海外赴任手当、営業手当、みなし残業手当等、毎月支給される手当を指す。 （2）通勤手当は月額固定給に含まない。 （3）賞与は、入社日が属する月に関わらず、賞与の支給対象期間を満たすものとして算出する。なお、賞与は、雇用契約書・就業規則等の賃金・ボーナス規定で定められた報酬で、支給条件・算定方法が定められた定期的に支給が保証された年間報酬のほか、インセンティブ、業績賞与等を含むものとする。 但し、有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とする。
--------------------------------------	---